３　６歳未満の乳幼児に対して区分番号Ｊ１２２からＪ１２９－４までに掲げるギプスの処置を行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

Ｊ１２２　四肢ギプス包帯
- １　鼻ギプス　310点
- ２　手指及び手、足（片側）　490点
- ３　半肢（片側）　780点
- ４　内反足矯正ギプス包帯（片側）　1,140点
- ５　上肢、下肢（片側）　1,200点
- ６　体幹から四肢にわたるギプス包帯（片側）　1,840点

Ｊ１２３　体幹ギプス包帯　1,500点
Ｊ１２４　鎖骨ギプス包帯（片側）　1,250点
Ｊ１２５　ギプスベッド　1,400点
Ｊ１２６　斜頸矯正ギプス包帯　1,670点
Ｊ１２７　先天性股関節脱臼ギプス包帯　2,400点
Ｊ１２８　脊椎側弯矯正ギプス包帯　3,440点
Ｊ１２９　義肢採型法
- １　四肢切断の場合（１肢につき）　700点
- ２　股関節、肩関節離断の場合（１肢につき）　1,050点

Ｊ１２９－２　練習用仮義足又は仮義手採型法
- １　四肢切断の場合（１肢につき）　700点
- ２　股関節、肩関節離断の場合（１肢につき）　1,050点

Ｊ１２９－３　治療用装具採寸法（１肢につき）　200点
Ｊ１２９－４　治療用装具採型法
- １　体幹装具　700点
- ２　四肢装具（１肢につき）　700点
- ３　その他（１肢につき）　200点

第２節　処置医療機器等加算

区分
Ｊ２００　腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）　170点
Ｊ２０１　酸素加算

注１　区分番号Ｊ０２４からＪ０２８まで及びＪ０４５に掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（窒素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。

２　酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第３節　薬剤料

区分
Ｊ３００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４節　特定保険医療材料料

区分
Ｊ４００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第10部　手術

通則

１　手術の費用は、第１節若しくは第２節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第１節に掲げる所定点数及び第２節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号Ｊ１２２からＪ１２９－４までに掲げるものを除く。）及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第１節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

２　手術に当たって、第３節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第３節、第４節若しくは第５節の各区分又は区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。

３　第１節に掲げられていない手術であって特殊なものの費用は、第１節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

４　区分番号Ｋ００７（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ０１４－２、Ｋ０１９－２、Ｋ０２２の１、Ｋ０２２－４、Ｋ０３１（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ０４６（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ０５３（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ０５３－２、Ｋ０５４－３、Ｋ０５９の３のイ及び４、Ｋ０８１（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ０８２の１のロ、Ｋ０８２－７、Ｋ０８２－８、Ｋ１３３－２、Ｋ１３４－４、Ｋ１３６－２、Ｋ１４７－３、Ｋ１５４の１、Ｋ１６９（注１又は注２に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ１６９－２、Ｋ１６９－３、Ｋ１７８－４（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ１８０の３、Ｋ１８１、Ｋ１８１－２、Ｋ１８１－６の２のロ、Ｋ１８８－３、Ｋ１９０、Ｋ１９０－２、Ｋ１９０－６からＫ１９０－８まで、Ｋ２１５－２（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ２１６（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ２２４（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ２２５－２（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ２２５－４、Ｋ２５４の１、Ｋ２５９（注２又は注３に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ２５９－４、Ｋ２６０－２、Ｋ２６８の２のイ及び５から７まで、Ｋ２７１の１、Ｋ２７６－２、Ｋ２８０－２、Ｋ２８１－２、Ｋ３０５－２、Ｋ３０８－３、Ｋ３１９－２、Ｋ３２０－２、Ｋ３２８からＫ３２８－３まで、Ｋ３４０－７、Ｋ３４３－２の１、Ｋ３７１の５、Ｋ３７２の３、Ｋ３７３の３、Ｋ３７４－２、Ｋ３８８－３、Ｋ３９２－２の２、Ｋ３９３の３、Ｋ３９４－２、Ｋ４００の３、Ｋ４４３の３、Ｋ４４４の４、Ｋ４４５－２、Ｋ４６１－２、Ｋ４６２－２、Ｋ４６３－２、Ｋ４６４－２、Ｋ４７０－２、Ｋ４７４－３の２、Ｋ４７５（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ４７６（１から７までについては、注１又は注２に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ４７６－４、Ｋ４７６－５、Ｋ５０８－４、Ｋ５１４の10、Ｋ５１４－２の４、Ｋ５１４－４、Ｋ５１４－６、Ｋ５１４－７、Ｋ５２０の４、Ｋ５３０－３、Ｋ５４６、Ｋ５４８、Ｋ５４９、Ｋ５５４－２、Ｋ５５５の４、Ｋ５５５－２からＫ５５５－４まで、Ｋ５５９－３、Ｋ５５９－４、Ｋ５６２－２、Ｋ５７４－４、Ｋ５９４の４のロ及びハ、Ｋ５９５（注２に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ５９５－２、Ｋ５９７からＫ６００まで、Ｋ６０２－２、Ｋ６０３、Ｋ６０３－２、Ｋ６０４－２、Ｋ６０５－２、Ｋ６０５－４、Ｋ６０５－５、Ｋ６１３－２、Ｋ６１５－２、Ｋ６１６－６、Ｋ６１７－５、Ｋ６２７－２の１、２及び４、Ｋ６２７－３、Ｋ６２７－４、Ｋ６３６－２、Ｋ６４２－３、Ｋ６４３－２、Ｋ６４３－３、Ｋ６４５－３、Ｋ６４７－３、Ｋ６５３－６、Ｋ６５４－４、Ｋ６５５－２の３、Ｋ６５５－５の３、Ｋ６５６－２、Ｋ６５７－２の４、Ｋ６６５の２、Ｋ６６８－２、Ｋ６７５－２、Ｋ６７７の１、Ｋ６７８、Ｋ６８４－２、Ｋ６９５－２、Ｋ６９７－４の１、Ｋ６９７－５、Ｋ６９７－７、Ｋ６９９－２、Ｋ７００－３、Ｋ７００－４、Ｋ７０２－２、Ｋ７０３－２、Ｋ７０９－３、Ｋ７０９－５、Ｋ７０９－６、Ｋ７１６－４、Ｋ７１６－６、Ｋ７２１－４、Ｋ７２１－５、Ｋ７３０の３、Ｋ７３１の３、Ｋ７４０－３、Ｋ７５４－３、Ｋ７５５－３、Ｋ７６８、Ｋ７６９－３、Ｋ７７２－３、Ｋ７７３－３からＫ７７３－７まで、Ｋ７７７の１、Ｋ７８０、Ｋ７８０－２、Ｋ７８５－２、Ｋ７９２の１、Ｋ８００－３、Ｋ８００－４、Ｋ８０２－４、Ｋ８０３－２、Ｋ８０３－３、Ｋ８０８の１、Ｋ８０９－４、Ｋ８１８（１において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ８１９（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ８１９－２（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ８２１－４、Ｋ８２３－５、Ｋ８２３－７、Ｋ８２５（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ８２８－３、Ｋ８３０（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、Ｋ８３０－３、Ｋ８３５の１、Ｋ８３８－２、Ｋ８４１－４、Ｋ８４３－２からＫ８４３－４まで、Ｋ８５０（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、Ｋ８５１（１におい